

令和5年度第5回多良木町議会(10月会議)

招 集 年 月 日	令和5年10月16日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年10月16日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年10月16日		午前10時40分	
応 招 (不 応 招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇佐 信行	6	○	久保田 武治
欠席議員	2	○	坂口 幸法	7	○	豊永 好人
○ 出席	3	○	林田 俊策	8	○	猪原 清
× 欠席	4	○	魚住 憲一	9	○	落合 健治
△ 不応招	5	○	源嶋 たまみ	10	○	前田 文
会議録署名議員	4番	魚住 憲一		10番	前田 文	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英司		議事参事	山本 美和	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉瀬 浩一郎		生涯学習課長	黒木 庄一郎	
	副 町 長	日田 雅仁		生涯学習課		
	教 育 長	佐藤 邦壽		住民ほけん課長	竹下 政孝	
	会 計 管 理 者	木下 孝二		住民ほけん課		
	総 務 課 長	岡本 雅博		福祉課長	新堀 英治	
	総 務 課			福祉課		
	企画観光課長	林田 浩之		建設課長	林田 裕一	
	企画観光課			建設課	大森 博範	
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水田 寛明	
	危機管理防災課			農林整備課		
	税 務 課 長	東 健一郎		産業振興課長	小林 昭洋	
	農委事務局長	魚住 雅彦		産業振興課	那須 隆二	

会 議 に 付 し た 事 件

議案第24号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第3号）
議案第25号	令和5年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、令和 5 年度第 5 回多良木町議会(10 月会議)を開きます。

これから本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番魚住憲一議員、10 番前田文議員の両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長(吉瀬 浩一郎君) おはようございます。それでは私の方から、令和 5 年度第 5 回多良木町議会(10 月会議)の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算(第 3 号)及び令和 5 年度多良木町上水道事業会計補正予算(第 1 号)の 2 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明させていただきますので、両議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 2 「議案第 24 号」 令和 5 年度多良木町一般会計補正予算(第 3 号)

○議長(宇佐信行君) 町長の提案理由の説明が終わりました。それでは、日程第 2、議案第 24 号、令和 5 年度多良木町一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長(岡本雅博君) おはようございます。それでは、議案の 2 ページをお開きください。議案第 24 号についてご説明申し上げます。

令和 5 年度多良木町の一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによるものでございます。

まず第 1 条でございますが、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,015 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 2,168 万 8,000 円とするものでございます。

次に地方債の補正といたしまして第 2 条でございます。既定の地方債の変更は、第 2 表地方債変更によるものでございます。

なお、これから先は議案説明資料を用いて説明をさせていただきますので、そちらをお開きください。

今回の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加等によるものでございます。

まず第 2 表地方債の補正でございますが、起債の目的といたしまして災害復旧事業債でございます。限度額につきましては、補正前が 1 億 7,590 万円、補正後が 1 億 7,790 万円、差額といたしまして 200 万円の増額でございます。これは、公共土木施設災害復旧事業の測量設

計委託に充当するものでございます。

次に、事項別明細書の主なものを申し上げます。

まず歳入でございますが、款の 14、項の 2、目の 1、節の 1、総務費補助金で 1,588 万 5,000 円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の分でございます。上水道負担軽減事業へ充当するものでございます。詳細につきましては、歳出の方でご説明申し上げます。

款の 15、項の 2、目の 4、節の 1、農業費県補助金で 739 万 5,000 円の増額でございます。攻めの園芸緊急生産対策事業費県補助金でございます。耐風性ハウス施設導入事業に充当するものでございます。事業費の 3 分の 1 でございます。詳細につきましては同じく歳出で説明申し上げます。同じく目の 9、節の 1、地域づくり推進事業費県補助金で 407 万 9,000 円の増額です。地域づくり夢チャレンジ推進事業費県補助金でございます。商工業振興のためのイルミネーション設置事業に充当をさせていただきます。

款の 19、項の 1、目の 1、節の 1、繰越金で 1,080 万円でございますが、今回の補正の一般財源として追加をするものでございます。

款の 21、項の 1、目の 8、節の 1 で、公共土木施設災害復旧事業債 200 万円でございます。令和 5 年度災害復旧事業へ充当をいたします。

次に歳出でございます。款の 2、項の 1、目の 21、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で 2,828 万 4,000 円の増額でございます。節の 18、負担金補助及び交付金で 2,731 万円ですけれども、上水道負担軽減事業補助金でございます。一般用と営業用、合わせまして 3,417 件の基本料金 4 か月分を補助するものでございます。

款の 6、項の 1、目の 3、農業振興費で 887 万 5,000 円の増額です。攻めの園芸緊急生産対策事業補助といたしまして、耐風性ハウス施設の導入でございます。事業主体、参加農家数につきましては記載のとおりでございます。総事業費 2,218 万 7,000 円でございます。補助率につきましては、県の 3 分の 1 と町の方を合わせて 40%の補助率となっております。

次に款の 7、項の 1、目の 2、商工業振興費で 100 万円の増額です。節の 12、委託料で 396 万円の減額。節の 17、備品購入費で 396 万円の増額でございます。補助事業の採択を受けたことに伴いまして、条件に合致するよう、予算の組替えを要するものでございます。節の 18、負担金補助及び交付金 100 万円の増額です。空き家・空き店舗等活用事業補助に充当いたします。対象者、目的につきましては記載のとおりです。事業費については 307 万 2,000 円、補助率は 2 分の 1 以内で上限 100 万となっておりますので、100 万円を補助するものでございます。

款の 11、項の 2、目の 1、公共土木施設災害復旧費で 200 万円の増額です。測量設計委託料でございますが、災害復旧のために測量設計を行うなかで工法を決定するに当たり、地質調査を実施する必要が生じたための増額となっております。

末尾に給与費明細書、地方債の調書を添付しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番猪原議員。

○8 番（猪原 清君） 議案の 12 ページ、歳出。款 2、総務費、項 1、総務管理費、飛んで節の 18、負担金補助及び交付金、補助金、多良木町上水道負担軽減事業補助。

これあの負担軽減補助ということで、私は反対する立場じゃないんですけど、町長にお伺いしますが、以前、町長はこの補助金を組むにあたり役場内から意見を聞いて決定に当たったということですが、どのような職階の職員から意見を徴収してこの決定に至ったのか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今のご質問なんですけど、全ての課に企画課の方から、何かこの補助金、地方創生臨時交付金を利用してあたる事業はないかということで、全ての課に当たりました。

全ての課というか、役場の方ではこれまでいろんな形で低所得者向けの補助とか、それからもう国補助をそのまま国の方からはいただいて住民の方についていうのもやりましたし、大分、かなりやってきておりますので、各課から徴収した意見については、上水道の方しか帰ってこなかったということです。

この場合は、一応、臨時交付金いただきましたので、これあの一応、内閣府の方に投げ返さなくてはいけないということですので、こういう形で上水道の4か月分7,400円を住民の方々に還元したいということを申し上げましたら、それはそれでいいでしょうということで評価が来ましたので、それをそのまま適用さしていただいたということです。

詳細、どこの課にどういうふうな問い合わせをしてどういう反応が返ってきたのかについてはですね、担当課の方で把握していれば、担当課の方で答えてもらえばというふうに思います。

○議長（宇佐信行君） 8番猪原議員。

○8番（猪原 清君） ほかに意見がなかったということで、この新型コロナ対策地方創生臨時交付金は、これは自治体での使い方が自由ということですよ、基本。

自由に使ってくださいと、こっちで答えを投げかけてということなんですけど、例えば前回の議会するとき、定例会のときにも質問がありましたけど、避難所としての体育館の空調の設備をどうするのかということで、教育長はそのときの答弁で、国から等の補助金等を活用して対応したいということ言われてますよね。実際にこの補助金を使って、自治体何か所かは体育館、今、体育館は熱中症防止ということでそちらの方でも空調設備をこの臨時交付金を使ってされてる自治体も実際にあります。

4か月というのは、そうたかが4か月と言ったら申し訳ないんですけど、4か月やったところで、実際に監査の指摘でも将来的には上水道料金は値上げしなくてはいけない、こういうことを今後徐々にすべきであろうという意見も出てるところで、この前の全員協議会でも言いましたが、そこであえて値下げする必要があったのかということですよ。

1回値下げして、またそれ以前値上げする、これ値下げしたという4か月、思い出にはなりますよ。ただ、継続的に、例えばこれが中学校の体育館の空調設備なんかの補助金、例えば防災・減災、災害の補助金とか基金とかを組合せてできなかったのか、そういう使い方はできないのか。

それをちょっと町長お答えください。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 金額的に体育館の空調施設をやるには若干少ないと思います。

議員は監査も、議会選出の監査もしておられますので、そういうところにはやはり、常々、監査をされていて感じられるところもあると思いますので、当然そういうご意見はあって当然だというふうに思います。

しかし今回の場合は、滞納者の方もいらっしゃる中でというのも一つこの間、話があったんですけど、滞納者の方には継続的に納めていただくことをこれから求めていくということです。まずはその4か月分をなかなか厳しい家庭もあるということで、町の方から援助をさせていただくということです。

それから、これあちょっと体育館の空調設備の方についてはですね、ある一定程度、話がまとまってから議会の方には、執行部の方でまとまってから議会の方にはご報告しようというふうに思うんですけど、体育館の空調設備についてはまた別の形で考えておりますので、次の全協あたりで資料をそろえて皆さん方にはご説明をしたいというふうに思いますので、

その分については、今回は、この形で支出をさせていただくということでよろしく願います。

○議長（宇佐信行君） 8番猪原議員。

○8番（猪原 清君） 将来的、計画があるということでその辺は評価しますが、最後に、こういう臨時交付金等の使い方は、一時的というか私の言い方ですよ。場当たりのとか、一時的なばらまきというふうに見られないような施策ですよ。

例えば全町民が将来的にわたって継続的に潤うとか、箱物を作れということじゃないんですけど、そういう継続的な施策、ただ思い出に残る施策ではなくて、継続的にああよかったね、あれあんどきこれを使ってよかったねという、そういう施策を私は求めたいですよ。

ただ場当たりので、ばらまきで一時的な一部の町民が喜ぶとか、一部ではないですけど、そういう施策では今後ですね、そういうことも課長、係長、管理職も含めてですね、そういう意見を出してほしいということですよ。

そういうことで、そこまで質問を終わります。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はございませんか。

3番林田議員。

○3番（林田俊策君） それでは12ページをお願いしたいと思います。

この件は、全協において一定の説明がありましたけれども、質問させていただきます。

12ページの款、商工費、項は商工費、目が商工振興費でございます。で18の100万円補助金、空き家・空き店舗活用事業補助でございますけれども、この件につきましては、この要綱の第7条にちょっと不備があったということで、第3条の一番最後に、前項に定めるもののほか、町長が特に認めた場合は補助金の交付対象事業とすることができるということで今回はされたということでの確認ですけども、これの解釈でよろしゅうございますか。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

3条の適用で今回、補助の対象とすることでご理解いただいて結構でございます。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はございませんか。

6番久保田議員。

○6番（久保田武治君） 同じく12ページになるんですが、款の7の商工費、目2、商工業振興費、節17、備品購入費ということで、396万円がイルミネーション用の各種備品購入というふうになってます。

まずですね、備品の主な内訳についてちょっと伺いたいんですが。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

備品の内訳につきましては、各イルミネーションの機器設備でございます。

具体的に申し上げますとスタードームとかオブジェとか、もみの木に設置いたします躯体に係る設備、LED等でございます。終わります。

○議長（宇佐信行君） 6番久保田議員。

○6番（久保田武治君） 何かちょっと分かったのか分からないのと思うんですが、いいです。

二つ目にですね、イルミネーションの活用について、どういうふうにお考えになってるのかっていうことをちょっと伺いたいんです。

例えば今回その設置されるイルミネーションの大きさといいますか面積、それからこれを稼働される時期、時間帯、そういったものについていったいどのようになさるのか。その点いかがですか。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

事業の今後の目的といたしまして、まずあのコロナで非常に商工関係が衰退しております。活動につきましてもここ3年、非常に活動が鈍っておりますが、このコロナ対策及び県北のTSMC 設置などによりまして、交流人口などが今後、県北には流れ込むと思いますが、県南の方に少しでも、私どもの町にも来るように、コロナ対策及び交流人口の拡大などを含めまして、今後このイルミネーションを活用していきたいと考えております。

具体的には、多良木町えびす広場及び交流館石倉を活用しまして、先ほど申し上げました数点のイルミネーションを広場に設置いたします。また今後、日程でございますが、今のところ12月の初旬にサイテク祭が終わった後に会場設営に入りまして、翌週にイルミネーションの点灯式をいたしまして、1月末まで、ある程度の夜の時間帯に今のところ毎日イルミネーションを点灯したいと考えています。

今度はこの活用方法でございますが、今現在、各分野のコロナで大分ここ数年、開催できなかったイベント、それと地域の商工会青年部さん、それからJAさんの方にもいろいろ今お話をしてるんですが、イベントを夜、一緒にコラボしながら、そこに交流人口に来てくださった人たちに少しでも商工業及びその他の分野についてキャッシュの落ちる施策をちょっと考えていきたいと。

それと地元の住民の方たちで、やはりここ数年コロナで非常に子どもたちも含めまして落ち込んでた、焦燥感といいますか、そういったものを住民の方に少しでも賑わっていただく、元気を取戻していただきたいという考えで計画をしております。

まだ具体的なコラボするソフト関係につきましては、今現在、打合せ中でございますが、非常に短期間でございますが、何とか関係団体と話を進めまして、少しでもこのイルミネーションを活用していただいて、キャッシュフローを生み出していきたいと考えております。終わります。

○議長（宇佐信行君） 6番久保田議員。

○6番（久保田武治君） いまあの答弁いただいたようにですね、私もこのイルミネーションを設置されるのであればですね、やはりいわゆる賑わいのあるいは石倉を使った無理のないイベントで交流人口を増やす、そういったことに使わなければ単にイルミネーションがあつてきれいだったっていう話ではね、これ意味がありませんので、その辺も含めてですね、もっと関係の団体もいらっしゃいますので、そういうことの見解も含めて、ぜひそういう創出の場にですね、していただきたいと。

そのことを申し上げて質疑を終わります。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第25号」 令和5年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第3、議案第25号、令和5年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 議案第25号、令和5年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、総則としまして、令和5年度多良木町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条としまして、収益的収入及び支出の補正でございます。令和5年度多良木町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

これより先は、議案説明資料にて説明をさせていただきます。それでは議案説明資料です。

今回の補正の主な内容としましては、今回の補正につきましては、町民の生活支援を目的に新型コロナウイルス感染症対応型地方創生臨時交付金を一般会計で受入れ、同交付金を上水道事業会計へ補助金として支出し、上水道事業においては、一般会計からの補助金、交付金でございますが、を活用して水道の基本料金を減免する生活支援策を実施するため補正するものであります。また、職員の手当、超過勤務手当等に不足が見込まれることから併せて補正を行うものであります。

収益的収入及び支出。まず収入につきましては、営業収益、こちらは減額となります。

次に営業外収益。こちらにつきましては増額となります。

次に支出についてですが、営業費用（総係費）の増額を行うものであります。

資本的収入及び支出につきましては、増減、変更はございません。

第2条、収益的収入及び支出について次のとおり補正するものでございます。ちなみに、税込み表記となっております。

収入の部、第1款、水道事業収益、第1項、営業収益、補正前1億5,733万2,000円、補正額2,731万円の減額、補正後1億3,002万2,000円でございます。第2項としまして営業外収益、補正前1,503万1,000円、補正予定額2,731万円増でございます。補正後が4,234万1,000円となるものでございます。収入につきましては、今ご説明したとおり、営業収益、いわゆる給水収益となり、水道料金でございますが、こちらが減額となり、その分を営業外収益で一般会計から交付金をいただくものでございます。よって増減ゼロとなります。

次に支出の部です。第1款、水道事業費用、補正前1億4,343万7,000円に対し、補正額37万6,000円、補正後が1億4,381万3,000円でございます。第1款、営業費用で補正前が1億3,231万2,000円で、補正が37万6,000円となり、増額となり、補正後1億3,268万8,000円となるものでございます。

次に予算説明書です。収入の部です。款1、項1、営業収益、目1、給水収益、節1、水道料金2,731万円の減額です。こちらは生活支援のための水道基本料金の減額を行うものです。

次に款1、項2、営業外収益、目5、補助金、節1、補助金でございます。こちらは2,731万円の増となります。一般会計からの交付金でございます。

次に支出の部です。款1、項1、目4、総係費、節2、手当34万6,000円。こちらにつきましては、時間外勤務の手当となっております。

次に款1、項1、目4、総係費、節26、報酬3万円の増。こちらにつきましては、当初はございませんでしたが、追加で会計年度任用職員の時間外勤務手当ということで計上させていただいております。

なお、職員及び会計年度任用職員の手当につきましては、不足が見込まれることから増額

補正をするもので、通常職務に関する補正でございます。生活支援事業、いわゆる新型コロナウイルス感染症対応型地方創生臨時交付金に係るものではないということを申し添えます。

その他でございます。付随資料としまして、予定損益計算書における当年度未処分利益剰余金、予定キャッシュ・フロー計算書における資金期末残高、予定貸借対照表における資産合計及び負債資本合計については、それぞれ210万7,000円増額となります。増額となる要因としましては、補助金が要因でございます。予定損益計算書の算定は税抜で算定しておりますが、補助金につきましては特定収入と規定されているため、損益計算上は税込みでの算定を行っております。

なお特定収入、補助金につきましては、上水道事業が行っております消費税の申告とは別に特定収入に係る申告を別途行い、その申告に基づいて別途、納税する予定であることを申し添えます。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番林田議員。

○3番（林田俊策君） 今、説明がありましたけども、今回、一般会計から繰入れる分を営業外収益として計上されておりますけども、最後の方の説明の中で、消費税の関係が出てきております。

インボイス制度の導入に伴い、このやり方が影響があるのか、またないのか。

同額として、先ほどは別途に申請してやるということですが、税の関係ってというのは全くこれには関係ないということですか。一緒ってこと。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 申告につきましては、本来、減額する前は、住民の方からいただいた水道料金は、消費税分を申告して納税いたします。

今回の2,731万円につきましても、そのもらった料金の中に含まれたであろう消費税分を算定して、それを別途、通常の消費税の納付とは別に、別途算定して納付するような形をとるような形となっております。

○議長（宇佐信行君） 3番林田議員。

○3番（林田俊策君） その別途に計算して納付するっていうことは、節税対策になっているのか、なっていないのかということをちょっと最後に質問したいと思います。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 大変申し訳ございませんが、ちょっとこの場でちょっとお答えがちょっと難しゅうございますので、後ほど詳しく調べて、皆様方に資料などをお渡しできればと考えております。すいません。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はございませんか。

6番久保田議員。

○6番（久保田武治君） 今回、臨時交付金をですね、利用した引下げ、減免ということなんですが、期間限定で世帯当たりになると約7,000円程度の補助だっているふうに思うんですが、やはりこれまで申し上げてきましたように、年金頼みで本当に苦労されてるひとり暮らし、2人世帯、それからいわゆる収入が少ない、そういう方たちにとってはですね、やっぱり一定の生活支援になるっていうことで私はこれを評価しておるんですが、そこで質問なんですが、今回、契約世帯以外にもですね、事業所、営業所も対象にするっていうふうになってますが、この事業所を対象とする場合にですね、どのような資格条件っていうのがあるのか。

例えばですね、町外に本店・本社がある。しかし町内に支店・支所がある事業所。例えば JA だとか金融関係もそうですが、そういったところも対象になるのか、ならないのか。その辺のいわゆる線引きってというのはどういうふうになされているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、今のご質問についてはですね、現在、多良木町の上水道、現在といいますか上水道事業におきましては、住民基本台帳をもとに契約を行っておるのではなく、申出により契約を行っております。

その契約をしていただいているお客様、いわゆる水道料金を払っていただいている町民の方、町外の方もいらっしゃいますし営業、今お尋ねのあった営業所を構えていらっしゃる事業所さんもいらっしゃいます。

私どもとしましては、全て、上水道事業と契約を行っていただいている事業者も含めたところで減免を行っていきたくと。ですから、いわゆる本社は町外にあるけども支店を置いてらっしゃるとか、そういったところも全て含めて減免を行う予定としております。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、令和 5 年度多良木町上水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行君） 令和 5 年度第 5 回多良木町議会（10 月会議）を閉じます。

（午前 10 時 40 分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員